栃木県日光市大字上栗山
字唐沢国有林
五七林班　ち(2)小班　一号から八号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から二十一号までを順次結んだ線並びに標柱九号と二十一号を平成六年建設省告示第千九百二十六号で指定した同号六に掲げる土地及び平成十二年建設省告示第二千六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市大字上栗山
字唐沢国有林
五七林班　と小班　九号から十七号まで
ほ(1)小班　十八号から二十一号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
般若沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十年建設省告示第千七百三十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市大字細尾町
字鈴ヶ岩国有林
六一六林班　け(2)小班　一号から八号まで

○関東地方整備局告示第三百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　群馬県前橋市六供町一〇二五番地
ロ　茨城事業所　茨城県つくば市梅園二丁目二
ハ　栃木事業所　栃木県小山市八幡町二丁目九
十四番地十六」を

「イ　本社　群馬県前橋市六供町一〇二五番地
ロ　茨城事業所　茨城県つくば市梅園二丁目一番地十七
ハ　栃木事業所　栃木県小山市八幡町二丁目九番地二十八」に改める。

国会事項

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程は、十一月十二日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

10　平成二十七年四月一日（以下「基準日」という。）前に秘書であつた者が引き続き在職し、基準日以後に退職した場合において、その者に対する退職手当の額が、当該秘書が基準日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの在職期間及び同日における給料月額（同日に退職したとしたならば第五条の二又は第十一条第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後の給料月額とする。以下同じ。）を基礎として計算した退職手当の額より少ないときは、当該額をその者に対する退職手当の額とする。

11　前項の規定の適用に当たつては、基準日前から引き続き秘書である者であつて次の各号のいずれかに該当するものについては、先の秘書としての在職期間の始期から後の秘書としての在職期間の終期までの期間は、秘書として引き続き在職したものとみなす。

一　任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書を退職し、当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた者

二　秘書を退職し、引き続いて秘書参事等となり、当該秘書参事等を退職し、引き続いて再び秘書となつた者

三　秘書を退職し、引き続いて秘書参事等となり、その在職中に任期満了又は衆議院の解散による議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事を退職し、当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた者

12　附則第十項の規定の適用に当たつては、基準日前に秘書を退職し、基準日以後に再び秘書となつた者であつて前項各号のいずれかに該当するものについては、先の秘書としての在職期間の始期から後の秘書としての在職期間の終期までの期間は、秘書として引き続き在職したものとみなす。この場合において、附則第十項中「同日における給料月額」とあるのは、「秘書として引き続き在職していたものとみなした場合に同日において秘書として受けるべき給料月額」とする。

附　則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

衆議院

議案提出

十一月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

領域等の警備に関する法律案（長島昭久外二名提出）
労働基準法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（桜内文城外一名提出）
非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律案（畑浩治外一名提出）

質問書提出

十一月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

病院、診療所など医療機関の所有あるいは貸与する当該施設と連接した敷地内に薬局を設置することに関する質問主意書（柚木道義提出）
一般用医薬品の流通促進にかかる政府の認識に関する質問主意書（柚木道義提出）

会議

十一月十八日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案受領（予備審査）

十一月十七日衆議院から次の議案が送付された。

特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案（足立康史外三名提出）（衆第一二号）

議案付託

十一月十七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

空家等対策の推進に関する特別措置法案（衆第一一号）　国土交通委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）　法務委員会に付託
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）　法務委員会に付託
原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第二七号）
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）　文教科学委員会に付託
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四号）　経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

十一月十七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案（小池晃外三名発議）
国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸外一名発議）
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆外八名発議）
高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案（井上義行外二名発議）
歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治外四名発議）

質問主意書提出

十一月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛隊施設に隣接する土地の現況についての調査結果の公表等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第七七号）
「従軍慰安婦」問題に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七八号）
ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七九号）